

第 19 回教育委員会会議

令和 5 年 12 月 12 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第109号

教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止にかかる取組に
ついて ～教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化～

【教育委員会会議資料】

教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止にかかる取組
について

～教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化～

令和5年12月12日（火）

目次

- 1 教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止について
- 2 これまでの経緯（SNS等の利用ルールについて）
- 3 教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの主なポイント
- 4 今後のスケジュール(案)

Ⅰ－Ⅰ 教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止について（法律・指針）

- ・ 児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」と呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということはあってはならない。
- ・ しがしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況。
- ・ 加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、**大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されてはならない。**



【法律及び国の指針】

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (R3.6.4公布 R4.4.1施行)

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 (R4.3.18文科相決定)

刑法改正及び性的姿態等撮影法の制定 (R5.7.13施行)

(性暴力等に対する厳罰化 ⇒ 教職員児童生徒性暴力等防止法の改正)

1-2 教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止について（本市の取組）

周知・啓発

- 教職員へ周知・啓発
 - ・ 文科省指針の周知（R4.4.15）
 - ・ 研修の実施通知（R4.7.15、R5.5.30）
 - ・ 刑法等厳罰化の周知（R5.11.1）
- 児童生徒・保護者へ周知・啓発
 - ・ 各学校で文書を配付（年1回）
※セクハラ被害を受けた時の対応や相談窓口などを周知
 - ・ ホームページでの情報発信
※相談窓口の案内

未然防止の取組

- 環境の点検・見直し等
 - ・ 校舎内外の環境の点検
※死角の点検、校舎内巡視など
 - ・ 複数名での相談対応
 - ・ 密室状態の回避
※ドアの開放、鍵管理の工夫など
- SNS等を用いたやり取りのルールの特化
・ SNS等を用いた教職員と児童生徒とのやり取りの原則禁止

早期発見のための措置・相談体制

- 相談窓口
 - ・ サポートルーム
※専門の相談員が、第三者的立場で相談に対応
※電話相談（希望により面談も可）
 - ・ ウィメンズセンター大阪 サチッコ（外部）
※子どもたちを性暴力から守るための相談窓口（電話相談）
 - ・ メール相談
※教育委員会事務局がメールでの相談を直接受け付け
- アンケート調査の実施
 - ・ 各学校でのアンケート調査（年2回）
※各学校で用紙の配付、回収
 - ・ 行政オンラインシステムによる調査（随時）
※教育委員会事務局が回答を直接受け付け
- 学習者用端末による相談申告機能の利用
- 学校ホームページに、メール相談窓口へのリンク先を設定

2 これまでの経緯(SNS等の利用ルールについて)

令和2年12月 大阪府から「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について(通知)」

令和3年3月 教育委員会会議へ市通達内容の報告
(意見)

- ・ SNS等を用いた私的なやり取り禁止は賛成
- ・ 校長会の意見も聞いて改めて検討すべき

令和3年4月 文部科学省から通知
(児童生徒に対するわいせつ行為等予防的な取組等の推進)

令和3年4月～ 各校種校長会において意見聴取

令和3年9月 教育委員会会議へ校長会の意見を踏まえた市通達内容の協議
(意見)

- ・ 指導に関してSNS等の利用を例外的に認めるとしても、誰がどのように承認するのか、責任者はどうするのか、など明確なルールが必要。
- ・ また、そのルールについて組織的に周知徹底することが必要。

令和3年12月 区担当教育次長会実務部会へ報告
(意見)

- ・ 不登校等の児童生徒やその保護者からの相談に対しては、有効に機能しているところもあると思う。
- ・ 厳格にしすぎるあまり、セーフティネットが果たせなくなるようなことは防がなければならない。

令和4年8月 中学校校長会での意見聴取
(意見)

- ・ 教職員が児童生徒との間で、指導のためSNS等を利用する場合(※)のうち、②については、欠席連絡等アプリを活用することにより、SNS等利用にかかる手続きの煩雑さが回避でき、また迅速な情報共有が図れるのではないかと。

※指導と考えられる事例

- ①不登校等、配慮を要する児童生徒に連絡
- ②休日等の校外での部活動等において、急な予定変更や出欠確認などの連絡

令和5年4月 欠席連絡等アプリを導入



これまでのご意見と、欠席連絡等アプリの導入状況などを踏まえ、
教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールを明確化

3 教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの主なポイント ①

(趣旨)

- ・ 児童生徒への性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒及びその保護者からの教職員に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損される。
- ・ これまで、教職員と児童生徒とのSNS等による連絡のやり取りについては、特に個別対応が必要な状況の児童生徒への指導や部活動における連絡として行われているものがほとんどであるが、一方で業務連絡や指導とは関係のない私的なやり取りを行い、児童生徒に対するセクシュアルハラスメントやわいせつ行為に至る事案が発生している。
- ・ こうしたことから、今般、SNS等を利用して、指導に関係のない私的なやりとりを行うことを禁止するため、次のとおりルールを明確化する。

(なお、教職員と児童生徒との連絡手段については、学習者用端末や欠席連絡等アプリ等、学校管理下で運用しているツールを活用することを前提とする。)

3 教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの主なポイント ②

●SNS等によるやり取りの原則禁止

- (1) 教職員が本市の小・中学校に通う児童生徒と、SNS等(※1)を利用してやり取りを行うことを禁止する。
- (2) 指導に関係のある公的なやり取りを行う場合であって、校長が必要と認める場合は、下記要件のもと利用することを認める(※2)。

(要件)

- ①教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合 であって
- ②学校管理下で運用している連絡ツール(学習者用端末や欠席連絡等アプリなど)で、代替することができない特段の理由がある場合

(※1)「SNS等」の範囲は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や電子メール、電話など、私物端末により教職員が児童生徒と1対1でコミュニケーションをとることができるすべての連絡手段。

(※2) 校園長が利用を承認する「児童生徒」の範囲は、当該教諭が勤務する学校園に在籍する者。

なお、中学校の卒業生については本通達の対象ではないが、18歳未満の者に対するわいせつ事案について、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」による厳罰化の対象となっており、条例の定めに抵触する場合には懲戒処分の対象となりうることに十分留意すること。

3 教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの主なポイント ③

● 承認・管理の体制

- ・ 校長・准校長を責任者、副校長・教頭を副責任者としてSNS利用開始及び終了を管理。
(なお、実務担当者を校務分掌に位置付ける等により、適切で効率的な運用を図る)

● 承認時の明示

- ・ 承認にあたっては、下記を明示し、不適切なSNS等利用の抑止を図る。
「認められた範囲を逸脱するやり取りになっていないか疑わしい状況がある場合には、私物端末の内容提示を求めることがあるとともに、犯罪の疑いがある場合には警察に通報することとなるため、『教職員と児童生徒とのSNS等利用要領』を遵守すること」

➤ 部活動の連絡には欠席連絡等アプリなどを活用

- ・ 部活動をはじめとする学校からの連絡でSNS等を利用している場合、SNS等の利用を中止し、欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールに切替。

4 今後のスケジュール（案）

令和5年12月12日	教育委員会会議（議案）
令和5年12月中旬～	全校園長あて通知・教職員への周知
令和6年1月～	保護者あて周知文書 配付
令和6年2月末まで	（現在、SNS等を利用している場合） ・部活動等の連絡は欠席連絡等アプリへ移行 ・不登校等配慮を要する児童生徒に対する 連絡手段の承認手続

大阪府通知(R2.12.24)

「児童・生徒とのSNS等により私的なやり取りの禁止について(通知)」(大阪府から各市町村あて)

(府教職員あて通達したので、通達の趣旨を参考に、小・中学校等教職員に対しても周知徹底してください)

府立学校の教員が児童・生徒とSNS等を使用した私的なやり取りをした結果、わいせつ行為などの非違行為にいたる事案が複数発生している。

⇒「教職員が児童生徒と、電話、メール及びSNS等を使用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止する。」

文部科学省通知(R3.4.9)

令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等にかかる留意事項について(通知)
(児童生徒に対するわいせつ行為等予防的な取組等の推進)

・わいせつ行為等による懲戒処分等が行われた事案において、教員と児童生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、教育委員会の指針や通知等で、SNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化すること。

案

教 委 校 第 号

令 和 5 年 月 日

各 校 園 長 様

教 育 長

教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する取組について
(教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化) (通達)

各校園長におかれては、教職員に対する研修や意識啓発の取り組みを継続して実施し、服務規律確保の徹底に尽力いただいていることにお礼申しあげる。

児童生徒への性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒及びその保護者からの教職員に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることにつながるものであり、本市においても教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の定めに基づき別紙1のとおり対策を実施するとともに、本年7月の刑法改正等に伴い教職員による児童生徒性暴力等について厳罰化されたことを受けて、教職員への周知徹底及び事案発生時の適切な対応について、令和5年11月1日付け教委校第132号により通知したところである。

本市において、教職員と児童生徒とのSNS等による連絡のやり取りについては、特に個別対応が必要な状況の児童生徒への指導や部活動における連絡として行われているものがほとんどであるが、一方で業務連絡や指導とは関係のない私的なやり取りを行い、児童生徒に対するセクシュアルハラスメントやわいせつ行為に至る事案が発生している。

そうした中で、今般、SNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止するため、別添のとおり教職員向けに通達するので、周知徹底を図るとともに、次のとおり適切に対処されたい。

記

教職員と児童生徒との連絡等については、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど、学校管理下で運用しているツールを活用することを前提としたうえで、SNS等の利用については次のとおりルールを明確化する。

- 1 教職員と本市の小・中学校に通う児童生徒とのSNS等の利用禁止を周知すること
- 2 教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合であり、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールで代替できない特段の理由が認められ、やむを得ず教職員と児童生徒との間でSNS等を利用する場合には、別紙2「教職員と児童生徒とのSNS等利用要領」による手続きを適切に行うよう指導し、業務連絡や指導とは関係のない私的なやり取りをしないことを注意喚起すること
- 3 これまでSNS等による業務連絡を行っていた教職員には、SNS等による連絡を中止させ、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールに切り替えるよう指導すること
- 4 保護者に対して別紙3「教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化について（保護者あてお知らせ文書）」を各校園で周知し、校園長の承認なく教職員と児童生徒との間でSNS等を利用することを禁止する旨、周知徹底すること
- 5 児童生徒に対しても、「校園長の承認なく教職員と児童生徒との間でSNS等を利用することは認められない」という本通知の趣旨を説明すること

SKIP ポータル（連絡・書庫）

書庫＞閲覧＞教育委員会＞教務部＞教職員人事担当＞服務・コンプライアンス関係規程等＞教職員による児童生徒性暴力等防止関係＞教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化

担当：教務部教職員人事担当服務・監察グループ・・・・・・・・・・	6208-9059
指導部教育活動支援担当人権・国際理解教育グループ・・	6208-8128
【欠席連絡等アプリに関すること】	
指導部初等・中学校教育担当・・・・・・・・・・	6208-9186

案

教 委 校 第 号

令 和 5 年 月 日

教 職 員 各 位

教 育 長

教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する取組について
(教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化)(通達)

日頃より、教職員の皆様には、子どもたちのことを第一に考えながら本市の教育活動にご尽力いただいていることに、あらためてお礼申しあげる。

児童生徒への性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒及びその保護者からの教職員に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることにつながるものであり、本市においても教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の定めに基づき別紙1のとおり対策を実施するとともに、本年7月の刑法改正等に伴い教職員による児童生徒性暴力等について厳罰化されたことを受けて、教職員への周知徹底及び事案発生時の適切な対応について、令和5年11月1日付け教委校第132号により通知したところである。

本市において、教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取りについては、特に個別対応が必要な状況の児童生徒への指導や部活動における連絡として行われているものがほとんどであるが、一方で業務連絡や指導とは関係のない私的なやり取りを行い、児童生徒に対するセクシュアルハラスメントやわいせつ行為に至る事案が発生している。

そうした中で、今般、SNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止することとし、次のとおり通達する。

記

教職員と児童生徒との連絡等については、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど、学校管理下で運用しているツールを活用することを前提としたうえで、SNS等の利用については次のとおりルールを明確化する。

- 1 教職員が本市の小・中学校に通う児童生徒と、SNS等を利用してやり取りを行うことを禁止する
- 2 教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合であり、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールで代替できない特段の理由が認められ、やむを得ず教職員と児童生徒との間でSNS等の利用が必要な場合は、別紙2「教職員と児童生徒とのSNS等利用要領」による手続きを行うこと
- 3 上記要領による承認を経て児童生徒との間でSNS等を利用する場合においても、業務連絡や指導とは関係のない私的なやり取りは絶対に行わないこと
- 4 現在、特に個別対応が必要な状況の児童生徒への指導や部活動における連絡等でSNS等を利用している場合、SNS等の使用を中止し、令和6年2月29日までに学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールに切り替えること
- 5 切り替え後は私物端末より児童生徒のSNSのアカウント、メールアドレスや電話番号などの連絡先を削除し、以降、SNS等による連絡を行わないこと
- 6 上記4により、既存の連絡ツールに切替ができない特段の理由があり、やむを得ず教職員と児童生徒との間でSNS等の利用が必要な場合は、令和6年2月29日までに別紙2「教職員と児童生徒とのSNS等利用要領」による手続きを行うこと

教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止について（本市の取組）

周知・啓発

- 教職員へ周知・啓発
 - ・文科省指針の周知（R4.4.15）
 - ・研修の実施通知（R4.7.15、R5.5.30）
 - ・刑法等厳罰化の周知（R5.11.1）
- 児童生徒・保護者へ周知・啓発
 - ・各学校で文書を配付（年1回）
 - ※セクハラ被害を受けた時の対応や相談窓口などを周知
 - ・ホームページでの情報発信
 - ※相談窓口の案内

未然防止の取組

- 環境の点検・見直し等
 - ・校舎内外の環境の点検
 - ※死角の点検、校舎内巡視など
 - ・複数名での相談対応
 - ・密室状態の回避
 - ※ドアの開放、鍵管理の工夫など

早期発見のための措置・相談体制

- 相談窓口
 - ・サポートルーム
 - ※専門の相談員が、第三者的立場で相談に対応
 - ※電話相談（希望により面談も可）
 - ・ウィメンズセンター大阪 サチッコ（外部）
 - ※子どもたちを性暴力から守るための相談窓口（電話相談）
 - ・メール相談
 - ※教育委員会事務局がメールでの相談を直接受け付け
- アンケート調査の実施
 - ・各学校でのアンケート調査（年2回）
 - ※各学校で用紙の配付、回収
 - ・行政オンラインシステムによる調査（随時）
 - ※教育委員会事務局が回答を直接受け付け
- 学習者用端末による相談申告機能の利用
- 学校ホームページに、メール相談窓口へのリンク先を設定

教職員と児童生徒とのSNS等利用要領

1 SNS等の範囲

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や電子メール、電話など、私物端末により教職員が児童生徒と1対1でコミュニケーションを取ることができる全ての連絡手段をいう。

2 SNS等の利用に係る承認・管理体制

(1) 責任者

SNS等を利用しようとする教職員の勤務校における校園長又は准校長とする。

(2) 副責任者

管理職の中から責任者が指名する者とする。

ただし、児童生徒と直接SNS等のやり取りをする者は指名できない。

※ 責任者及び副責任者のみで管理を行うことが困難な場合は、必要に応じて実務担当者を校務分掌に位置付ける等、学校の実情に応じ適切かつ効率的な運用を図ることとする。

3 SNS等の承認について

(1) SNS等の利用開始について

SNS等の利用は、その利用が教育的見地からの指導等の必要性が認められるものであることを前提として、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールで代替できない特段の理由が認められ、やむを得ず教職員と児童生徒との間でSNS等の利用が必要な場合にのみ認められるもの（※）であり、開始にあたっては次の①～④によること

※ 教職員による児童生徒とのSNS等利用禁止の趣旨を踏まえ、対象となる児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）の状況や家庭状況に特段配慮すべき事情が認められるかどうかや、当該児童生徒との連絡手段として必要かどうかを総合的かつ慎重に判断すること

例) 不登校かつSNS等以外で連絡が困難である児童生徒との連絡

① SNS等を利用することが真に必要かどうか、複数の教職員で十分に検討したうえで、責

任者及び副責任者と協議すること

- ② 当該児童生徒の保護者に対して、SNS等の利用目的を説明するなど共通理解を図るとともに、「教職員と児童生徒とのSNS等を利用した指導・連絡に関する同意書について」（様式4）により同意を得ること
- ③ SNS等を利用しようとする教職員の私的な連絡先を児童生徒に提供し、または、当該児童生徒のSNSのアカウント、メールアドレスや電話番号などの連絡先の提供を受ける前に、「SNS等の利用開始に関する申請書」（様式1）により責任者の承認を得ること
- ④ 承認の効力は、最大で承認年月日の属する年度の末日（3月31日）までとし、次年度（4月1日）の到来をもってSNS等の利用は終了すること

(2) SNS等を利用する場合の留意事項

- ① 上記3(1)の承認を得てSNS等を利用する教職員（以下「当該教職員」という。）は、個別のやり取りについて削除せず、他の関係教職員とも情報を共有し、組織的に対応すること
- ② 認められた範囲を逸脱するやり取りになっていないか疑わしい状況がある場合には、私物端末の内容の提示を求めることがあるので、当該教職員はこれに応じること
(犯罪の疑いがある場合には警察に通報することとなるため、本要領を遵守すること)
- ③ 当該児童生徒と1対1でのやり取りは、可能な限り回避すること
- ④ 責任者は、SNS等でのやり取りの内容が指導としてふさわしくないと判断した場合、その承認を取り消し、「SNS等の利用終了に関する指示」（様式2）により、当該教職員に対しSNS等の利用の終了を指示すること

(3) SNS等の利用の終了について

上記3(1)の条件に該当しなくなった場合は、速やかにSNS等の利用を終了するものとし、終了にあたっては次の①～④によること

- ① SNS等の利用の終了する場合、複数の教職員で十分に検討したうえで、責任者及び副責任者と協議すること
- ② 当該児童生徒の保護者に対して、SNS等の利用の終了を伝えるなど共通理解を図ること
- ③ SNS等の利用を終了しようとする場合、当該教職員は「SNS等の利用終了に関する報

告書」(様式3)により、速やかに責任者へ報告すること

- ④ SNS等の利用が終了した時は、当該教職員の私的な連絡先を直ちに削除するよう当該児童生徒に指導するとともに、提供を受けた当該児童生徒のSNS等のアカウント、メールアドレスや電話番号などの連絡先を直ちに削除すること

(4) 年度末における手続きについて

年度末において、次の①～③によること

- ① 次年度もSNS等を利用することが真に必要なかどうか、複数の教職員で十分に検討したうえで、責任者及び副責任者と協議すること
- ② 利用を終了する場合は、上記3(3)により終了の手続きを行うこと
- ③ 次年度においてSNS等を利用しようとする場合、当該教職員は「SNS等の利用終了に関する報告書」(様式3)により承認年度の報告をしたうえで、上記3(1)の手続により、新たに責任者の承認を得ること

4 教職員と保護者との間でSNS等を利用することについて

本利用要領は、SNS等による私的なやり取りから児童生徒に対するわいせつ行為等に至ることを防止することが目的とするものであるため、保護者を対象とするものではないが、PTA活動等にかかる連絡等、必要やむを得ない場合であっても、教職員としての立場を踏まえた対応を行うものとする

5 その他

(1) 編綴文書

- ① SNS等の利用開始に関する申請書(様式1)
- ② SNS等の利用終了に関する指示(様式2)の写し
- ③ SNS等の利用終了に関する報告書(様式3)
- ④ 教職員と児童生徒とのSNS等を利用した指導・連絡に関する同意書について(様式4)の写し及び保護者からの同意書

(2) 保存期間及び保存簿冊

① 保存期間 5年

② 保存簿冊は「指導要領（指導に関する記録）」の副題を「SNS等利用関係書類」とし、編綴すること

SNS等の利用開始に関する申請書

申請日: 令和×年×月×日

SNS等の利用開始について、次のとおり申請します。

1 申請者			
××中学校教諭 ×× ××			
2 連絡先を共有する教職員			
×× ××、×× ××、×× ××			
3 対象者			
名 前	×× ××	学年・クラス	×年×組
保護者名	×× ××	保護者への説明	実施済 ・ 未実施
特記事項	(対象者の状況や家庭状況などで特に配慮を要する事情や、SNS等の利用に関する保護者からの要望、保護者への説明が未実施の場合はその理由と保護者への説明が未実施であってもSNS等を利用しなければならない緊急性などを記載)		
4 これまでの経過			
(対象者への指導状況や、これまで活用した連絡手段、SNS等の利用の必要性に関する複数の教職員による検討結果などを記載)			
5 SNS等を利用する必要性など			
手段	SNS(具体的な名称:) ・ 電子メール ・ 電話 ・ その他() ※該当するものすべてに○印を付けること		
必要性等	(具体的に、どのような場面でどのように活用する予定なのかなど、これまでの経過における課題等を踏まえ、SNS等を利用するほかに適切な手段がないことについて記載)		
6 責任者の承認			
年月日	令和×年×月×日		
承認の可否	承認 ・ 不承認 ※当該承認は承認年月日の属する年度の末日(3月31日)まで有効		
副責任者として 指名する者	××中学校教頭 ×× ××		
コメント	(承認もしくは不承認の理由、申請者に対する指示事項、留意すべき事項などを記載)		

※ 複数の教職員が、同一の児童生徒とやり取りをする場合は、1申請者欄に連名で記載して、責任者の承認を得ること

また、一人の教職員が複数の児童生徒とやり取りをする場合は、児童生徒ごとに本申請書を作成し、責任者の承認を得ること(例:教職員Aが生徒X及び生徒Yとやり取りする場合は、XYそれぞれについて本申請書を作成し、責任者の承認を得る。)

※ 必要に応じて、実務担当者を校務分掌に位置付ける等により、適切で効率的な運用を行うこと

※ 認められた範囲を逸脱するやり取りになっていないか疑わしい状況がある場合には、私物端末の内容の提示を求めるとともに、犯罪の疑いがある場合には警察に通報することとなるため、「教職員と児童生徒とのSNS等利用要領」を遵守すること

承認欄		
責任者	副責任者	申請者
①	①	①
	担当	
	①	

SNS等の利用終了に関する指示

指示日: 令和×年×月×日

SNS等の利用承認を取り消し、SNS等の利用終了を指示します。

1 指示者(責任者)	
××中学校長 ×× ××	
2 終了を指示する対象	
やり取りをする教職員名	×× ××
連絡先を共有する教職員名	×× ××、×× ××、×× ××
児童生徒氏名(学年・クラス)	×× ×× (×年×組)
3 終了を指示する理由など	
理由等	(SNS等の利用終了を指示する理由などを記載)

※ SNS等の利用終了を指示する場合は、対象教職員に本書を交付し明示的に指示するとともに、当該児童生徒の保護者にSNS等の利用終了を伝えるなど共通理解を図ること

※ SNS等の利用を終了した場合は、当該児童生徒に提供したSNS等にかかる当該教職員の私的な連絡先を削除するよう直ちに当該児童生徒に指導するとともに、提供を受けたSNS等にかかる当該児童生徒の私的な連絡先を直ちに削除すること

SNS等の利用終了に関する報告書

報告日: 令和×年×月×日

SNS等の利用終了について、次のとおり報告します。

※年度途中にSNS等の利用を終了しようとする場合は、本報告書を作成し、責任者に報告すること

1 報告者			
××中学校教諭 ×× ××			
2 連絡先を共有している教職員			
×× ××、×× ××、×× ××			
3 対象者			
名 前	×× ××	学年・クラス	×年×組
保護者名	×× ××	保護者への説明	実施済 ・ 未実施
特記事項	(対象者の現在の状況など組織的に共有しておいた方がよいと思われる事項や、保護者への説明が未実施の場合はその理由などを記載)		
4 終了する理由など			
手段	SNS(具体的な名称:) ・ 電子メール ・ 電話 ・ その他() ※該当するものすべてに○印を付けること		
終了理由等	(SNS等の利用を終了する理由などを記載)		
	☐ 連絡先削除の確認		
5 責任者の確認			
年月日	令和×年×月×日		
コメント	(指導・助言内容などを記載)		

※ SNS等の利用を終了した場合は、当該児童生徒に提供したSNS等にかかる当該教職員の私的な連絡先を削除するよう直ちに当該児童生徒に指導するとともに、提供を受けたSNS等にかかる当該児童生徒の私的な連絡先を直ちに削除すること

※ 必要に応じて、実務担当者を校務分掌に位置付ける等により、適切で効率的な運用を行うこと

確認欄		
責任者	副責任者	報告者
印	印	印
担当		
印		

保護者同意書【参考例】

令和 年 月 日

保護者 様

大阪市立〇〇〇学校

校長 〇 〇 〇 〇

教職員と児童生徒とのSNS等を利用した指導・連絡に関する同意書について

本校では、教職員と児童生徒とのSNS等のやり取りについて校長の承認なく行うことを禁止しているところですが、今般、本校教職員より、〇〇(児童生徒名前)さんとSNS等を利用した指導や連絡を行うことについて、申請がありました。

つきましては、児童生徒とのSNS等を利用した指導連絡について「同意する」「同意しない」の意向を、〇〇あて提出くださるようお願いいたします。

1 連絡を行う教職員

〇年〇組担任 〇〇 〇〇

2 目的・必要性

3 連絡手段(アプリ)

4 期間

承認日 ～ 年 月 日 ※期間の終期は、最長、当該年度末までとします。

きりとり

令和 年 月 日

教職員と児童生徒とのSNS等を利用した指導・連絡に

(同意します 同意しません)

*どちらかを○で囲んでください。

年 組 番 名 前

保護者名

保護者の皆さまへ

大阪市教育委員会

教職員と児童生徒とのＳＮＳ等の利用ルールの明確化について

本市において、教職員と児童生徒とのＳＮＳ等によるやり取りについては、業務上必要な範囲で行われているものがほとんどですが、一方で業務連絡や指導とは関係のない不適切なやり取りが行われた事例が全国において文部科学省へ報告され、文部科学省は各都道府県に対し、教職員と児童生徒との私的なＳＮＳ等のやり取りを禁止し、業務上必要な場合であってもその取扱いを明確化するように通知しました。

このことを踏まえ、本市では、教職員がＳＮＳ等を利用して指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止するため、次のとおりルールを定めましたので、保護者の皆さまにおかれましては、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

ＳＮＳ等によるやり取りの原則禁止

校園長の承認なく教職員と児童生徒との間でＳＮＳ等を利用することは認めません。

ご家庭においても、お子さまにお伝えいただくようご協力をお願いします。

ＳＮＳ等の利用承認の手続き

教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合であって、学習者用端末や欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールで代替することができない特段の理由があり、やむを得ず教職員と児童生徒との間でＳＮＳ等の利用が必要な場合は、事前に校園長の承認を得るものとします。

また、事前の承認にあたっては、保護者の皆さまにご理解を得られるよう学校から必要性など利用目的を説明します。

部活動の連絡には欠席連絡等アプリなどを活用

部活動をはじめとする学校からの連絡でＳＮＳ等を利用している場合、ＳＮＳ等の利用を中止し、欠席連絡等アプリなど学校管理下で運用している既存の連絡ツールに切り替えます。

SNS等利用に関するFAQ

No.	質問内容	回 答
1	SNS等を利用する場合の手続は、なぜ厳格なのですか。	教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えます。 本市だけでなく、全国的にも児童生徒に対するわいせつ行為等により教職員を懲戒処分した事案において、教職員がSNS等を利用して児童生徒と私的なやり取りを行っていた事案が多いことから、このたび通達するものです。 たとえ指導に関係してSNS等を利用していても、私的なやり取りに発展する可能性は否定できません。 以上に鑑み、児童生徒との間でSNS等を利用する場合に個人ではなく組織的に対応することで、ひいては教職員を守るようになることから、手続を厳格に定めています。
2	教職員が本市の小・中学校に通う児童生徒と、SNS等を利用してやり取りを行うことを禁止するとのことですが、中学校を卒業した生徒とのやり取りも対象ですか。	中学校卒業生については本通達の対象ではありませんが、18歳未満の者に対するわいせつ事案について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」による厳罰化の対象となっており、職員基本条例の定めにも抵触する場合には懲戒処分の対象となりうることに十分留意してください。
3	職務とは全く関係のない活動を通じて知り合った児童生徒とも、SNS等を利用してやり取りをしてはいけないのですか。	職務とは全く関係のない活動を通じて知り合った児童生徒まで一律に禁止するものではありませんが、18歳未満の者に対するわいせつ事案について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」による厳罰化の対象となっており、職員基本条例の定めにも抵触する場合には懲戒処分の対象となりうることに十分留意してください。
4	例えば、教職員のInstagramを、当該教職員が知らないうちに児童生徒が勝手にフォローしたような場合も、この通達に違反することになるのですか。	児童生徒にフォローされている状態だけをもって本通達に違反することとはなりません。校長の承認を得ずに、メッセージ機能を使ってやり取りすれば、本通達に違反することとなります。 また、児童生徒にフォローされている状態が続けば、メッセージのやり取りに発展する可能性も否定できないことから、当該児童生徒に指導するなどして、フォローされている状態の解消に努めてください。 なお、自身のSNSアカウントが児童生徒に容易に知られないよう留意してください。
5	SNS等を利用することが真に必要なかどうか、複数の教職員で検討したうえで、責任者及び副責任者と協議することとありますが、具体的にはどのように判断していくこととなりますか。	教職員による児童生徒とのSNS等利用禁止の趣旨を踏まえ、当該児童生徒の状況や家庭状況に特段配慮すべき事情が認められるかどうかや、当該児童生徒との連絡手段として必要かどうかを総合的かつ慎重に判断してください。 例えば、不登校かつSNS等以外で連絡が困難である児童生徒との連絡が考えられます。

No.	質問内容	回 答
6	SNS等は児童生徒にとって最も身近な連絡・情報発信の手段となっており、悩み事などの相談を行うツールとしての重要性もあることから、例えば、緊急的な相談が寄せられる場合や、SNS等でしか相談できない児童生徒が何らかのサインを送ってくる場合なども考えられますが、そういった場合でも、SNS等の利用は一切認められないのですか。	緊急を要する相談や児童生徒の生命身体に危険が生じている場合等、重大な事態につながる可能性があり速やかに返信する必要がある場合には、適切に対応したうえで、事後速やかに責任者に報告してください。 なお、上記に該当しない場合であっても、受信内容によっては重大な事態につながる可能性もあることから、個々の事案の内容や児童生徒の状況に応じ、適切に対応のうえ事後速やかに責任者に報告してください。 責任者への報告は、緊急時に1回限りの場合は、「SNS等の利用終了に関する報告書」により行い、やり取りを継続する必要がある場合は、SNS等利用要領の承認手続きを行ってください。
7	SNS等の承認を得るにあたっての保護者への共通理解とは。	教職員と児童生徒がSNS等でやり取りすることの必要性やどのような内容のやり取りをするのかを共有し理解を得ることが必要です。 また、認められた範囲を逸脱するやり取りになっていないか疑わしい状況がある場合には、責任者が教職員の私物端末の内容提示を求め、個別のやり取りを組織的に共有することを説明してください。
8	年度途中に、「責任者」または「副責任者」が異動した場合、改めて手続を行う必要はあるのですか。	年度途中に「責任者」または「副責任者」が異動した場合であっても、改めて手続を行う必要はありません。 ただし、新たに着任した「責任者」または「副責任者」は、自らの職責に鑑み、SNS等の利用の必要性などについてあらためて検討してください。
9	年度途中に、SNS等を利用する教職員を変更する場合はどのようにすればよいのですか。	「SNS等の利用終了に関する報告書」により、利用を終了する教職員にかかる手続を行ったうえで、「SNS等の利用開始に関する申請書」により、利用を開始する教職員にかかる手続を行ってください。
10	「副責任者」は、適任者であればどの教職員を指名してもよいのですか。	「副責任者」は「責任者」を補助する立場であるため、管理職から指名することを原則としています。
11	「当該児童生徒の保護者に対して、SNS等の利用目的を説明するなど共通理解を図るとともに同意を得ること」は、SNS等の利用開始を承認する際の必須条件ですか。	必須条件です。 ただし、保護者との連絡がつかない中で、指導に関係してSNS等を利用しなければならない緊急性等がある場合は、「SNS等の利用開始に関する申請書」にその旨を記載し、責任者は記載内容を確認のうえ承認の是非を慎重に検討してください。
12	「責任者の承認を得て指導に関係してSNS等を利用する教職員は、責任者からSNS等でのやり取りの内容の開示を求められた場合、これに応じること」とされていますが、開示を求めるのは具体的にはどのような場合ですか。	保護者等から児童生徒へのセクシュアルハラスメントやわいせつ行為などが疑われる情報提供等があった場合等、不祥事案につながる恐れがあると思われるときに開示を求めることになります。

No.	質問内容	回 答
13	「当該児童生徒と1対1でのやり取りは、可能な限り回避すること」とされていますが、具体的にどのようにすればよいのですか。	SNS等のグループ機能やメールのCC・BCC機能を利用することにより工夫することが考えられます。
14	SNS等のグループ機能やメールのCC・BCC機能を利用するとすれば、複数の教職員が当該児童生徒のSNS等にかかる私的な連絡先を知り得ることとなりますが、この場合、何か手続が必要となりますか。	SNS等のグループ機能やメールのCC・BCC機能を利用して、当該児童生徒とのやり取りの内容を確認するだけであれば、実際にやり取りをする教職員が提出する「SNS等の利用開始に関する申請書」の「連絡先を共有する教職員」欄に氏名を記載するだけで結構です。 また、当該児童生徒とのやり取りを行う可能性がある場合は、申請者欄に連名で記載してください。
15	年度途中にSNS等の利用を終了しようとする場合は、「SNS等の利用の終了に関する報告書」により、速やかに責任者へ報告することとされていますが、いつの時点で当該SNS等の利用が終了したものとなるのですか。	責任者が報告書を確認した時点で、当該SNS等の利用が終了したものとします。
16	既に承認を得たSNS等の利用について、手段を変更したい場合（電子メールでのやり取りを追加したい、電話でのやり取りを削除したい など）は、どのように手続をすればよいのでしょうか。	責任者の承諾を得たうえで、申請書を修正してください。
17	「SNS等の利用が終了した時は、SNS等にかかる当該教職員の私的な連絡先を直ちに削除するよう当該児童生徒に指導するとともに、提供を受けた当該児童生徒の・・・連絡先を直ちに削除する」とされていますが、「直ちに」とは具体的にどの程度と考えればよいのですか。 また、「当該教職員」とは当該児童生徒とやり取りをしていた教職員と考えればよいのですか。	SNS等の利用が終了した時は、日単位と考えず、時を置かず削除してください。 また、SNS等の利用が終了した時に、当該児童生徒の私的な連絡先を直ちに削除しなければならない教職員は、当該児童生徒と直接やり取りをしていた教職員に限らず、メールのCC機能を利用した場合などで、当該児童生徒の私的な連絡先を知っている教職員も含まれます。
18	なぜ「責任者による承認は、承認年月日の属する年度の末日（3月31日）まで有効」なのですか。年度単位とする必要性はあるのですか。	年度変わりに伴って、卒業やクラス替えなど、教職員と児童生徒を取り巻く環境が大きく変化します。 年度変わりのタイミングで一旦リセットしなければ、漫然と当該児童生徒の私的な連絡先を保有し続け、それが不祥事案につながる可能性も否定できないことから、年度変わりのタイミングで、指導に関係してSNS等を利用する必要があるかどうか、当該児童生徒の保護者も含めて関係者があらためて検討する機会を設けることとしています。

No.	質問内容	回 答
19	この通達に違反した場合は、懲戒処分の対象となるのですか。	本通達は職務命令であるため、違反した場合は大阪市職員基本条例に基づき、懲戒処分の対象となり得ます。 加えて、性的なメッセージを送信したり、わいせつな画像を送信させた場合は内容に応じた懲戒処分となります。 なお、懲戒処分を行うかどうか、行う場合にどのような量定とするかは、行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、職責、行為前後における態度等を総合的に考慮して決定することと条例に定められています。
20	幼稚園では小中学校のような保護者からの連絡を受けられる欠席連絡等アプリは導入されていませんが、どのような取り組みをすれば良いですか。	幼稚園においては、教職員と幼児がSNS等でやり取りすることは想定されませんが、大阪市教育局の全体の取り組みとして、教職員や保護者に周知してください。
21	現在、SNS等を利用して行っている部活動の連絡はどのようにすれば良いですか。	欠席連絡等アプリや学校管理下で運用しているツールに切り替えていただきます。 なお、欠席連絡等アプリには、登録者に対して一斉に連絡し、返事を受け取ることが可能な機能がありますので活用してください。 また保護者のアカウントに複数のメールアドレスを紐づけることが可能です。
22	現在、やむを得ずSNS等を利用して行っている不登校など配慮を要する児童生徒との連絡については、どのようにすれば良いですか、	学習者用端末等、学校管理下で運用している連絡ツールに切り替えていただくことが基本となりますが、既存の連絡ツールで代替することができない特段の理由（本人の事情や家庭の事情など）がある場合は、SNS等の利用を検討いただくことになります。
23	本校では、「なりすまし」を防ぐため、「ミマモルメ」の登録を保護者のみとしています。児童生徒を登録することに問題はありませんか。	ミマモルメでは、児童生徒が万一、親に無断で欠席連絡した場合でも登録されたアカウント全員にお知らせメールが届く仕様になっています。
24	欠席連絡等アプリの利用方法や機能について聞きたい場合はどこに問い合わせれば良いですか。	現在、契約している欠席連絡等アプリ「ミマモルメ」のヘルプデスクに問い合わせてください。 （連絡先） 電話：0570-081-300
25	欠席連絡等アプリを活用する準備が整っていませんが、通達の対応をしなければいけませんか。	保護者あてにも部活動における連絡を切り替える旨を周知することから、準備を整えて令和6年2月末までに対応してください。
26	Google Classroomなど学習者用端末を活用して業務連絡や指導を行っていますが、本通知の承認が必要ですか。	学校管理下のアカウント等で連絡する場合は、承認の対象外です。